

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会における検討項目

1 データについて

- (1) データ提供の対象とする研究
 - ・公益性の高い学術を目的とした研究
 - ・研究成果を学術論文等として公表する研究
- (2) 提供するデータ
 - ・データベースに保存されている県民健康調査のデータ
- (3) 提供するデータの性質
 - ア データの性質
 - イ データ提供の根拠
 - ウ 調査対象者の同意
 - エ 匿名化の理由及び方法
 - オ 匿名化の妥当性の判断
- (4) 提供する場合のデータの形式
 - ・データ目録の作成
- (5) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針との関係
 - ・倫理指針の適用

2 データの提供先について

- (1) 提供先の範囲
 - ・研究機関に所属する研究者
 - ・想定される対象研究機関
- (2) 試行期間の設定
 - ・設定理由
 - ・試行期間
 - ・試行期間における提供先の範囲
 - ・県立医科大学との共同研究する場合の範囲

3 審査委員会について

- (1) 審査委員会の役割
 - ・審査基準に基づくデータ提供の可否の判断、審査結果の知事への提出
- (2) 審査委員会委員の選任
 - ・公平性、中立性の確保
- (3) 審査範囲
 - ・県自ら実施する調査研究（委託含む）の取扱い
- (4) 審査委員会の運営
 - ・事務局体制、公開の是非

4 審査基準について

- (1) 利用目的
 - ・ 県民の利益の確保
 - ・ 公益性の確保
- (2) 利用の必要性
 - ・ データ利用の合理性
- (3) 利用資格
 - ・ 質の高い研究の確保
- (4) 利用条件
 - ・ 遵守事項
 - ・ 所属機関の承認
 - ・ 不適正利用に対する措置
- (5) 分析方法
 - ・ 倫理的妥当性、科学的合理性の確保
- (6) 結果公表の有無
 - ・ 学術論文等の形で研究成果の公表
- (7) 利用の場所、データの保管場所及び管理方法
 - ・ 提供データの適切な取扱い（セキュリティ関係）
- (8) その他